

資料 1-1

次世代火山研究・人材育成総合プロジェクト
総合協議会（第1回）
H28.11.29

次世代火山研究・人材育成総合プロジェクト総合協議会運営要領（案）

平成28年11月29日
次世代火山研究・人材育成
総合プロジェクト
総合協議会座長決定

（趣旨）

第1条 次世代火山研究・人材育成総合プロジェクト総合協議会（以下「総合協議会」という。）の議事の手続その他総合協議会の運営に関し必要な事項は、この要領の定めるところによる。

（作業部会）

第2条 総合協議会は、その定めるところにより、特定の事項を機動的に調査するため、作業部会を置くことができる。

- 2 作業部会に属すべき委員及び臨時委員（以下「委員等」という。）は、総合協議会の座長が指名する。
- 3 作業部会に作業部会の主査を置き、当該作業部会に属する委員等のうちから総合協議会の座長の指名する者が、これに当たる。
- 4 作業部会の主査は、当該作業部会の事務を掌理する。
- 5 作業部会の会議は、作業部会の主査が招集する。
- 6 作業部会の主査は、作業部会の会議の議長となり、議事を整理する。
- 7 作業部会の主査に事故があるときは、当該作業部会に属する委員等のうちから作業部会の主査があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 8 作業部会の主査は、作業部会における調査の経過及び結果を総合協議会に報告するものとする。
- 9 作業部会の庶務は、「次世代火山研究・人材育成総合プロジェクト総合協議会設置要領（平成28年11月29日文科科学省科学技術試験研究委託事業「次世代火山研究・人材育成総合プロジェクトの総合推進及び調査分析」受託事業者（株式会社潮見サービス））第七条を準用するものとする。

（会議の公開）

第3条 総合協議会及び作業部会（以下「総合部会等」という。）の会議資料は、次に掲げる場合を除き、公開とする。

- 一 総合協議会の座長又は作業部会の主査の職務を代理する者の指名その他人事に係る案件
- 二 前号に掲げるもののほか、個別利害に直結する事項に係る案件又は審議の円滑な実施

に影響が生じるものとして、総合協議会等において非公開とすることが適当であると認める案件

第4条 総合協議会の座長又は作業部会の主査は、総合協議会等の会議の議事録を作成し、総合協議会等それぞれ所属の委員等に諮った上で、これを公表するものとする。

2 総合協議会等が、前条の各号に掲げる事項について調査審議を行った場合は、総合協議会の座長又は作業部会の主査が総合協議会等それぞれ所属の委員等に諮った上で、当該部分の議事録を非公表とすることができる。

資料 1-2

次世代火山研究・人材育成総合プロジェクト
総合協議会（第1回）
H28.11.29

平成28年11月29日
次世代火山研究・人材育成
総合プロジェクト
総合協議会座長決定

次世代火山研究・人材育成総合プロジェクト総合協議会議題選定要領（案）

（趣旨）

第1 次世代火山研究・人材育成総合プロジェクト総合協議会（以下「総合協議会」という。）の議題選定については、この要領の定めるところによる。

（調査審議事項）

第2 総合協議会が調査審議を行う事項は、次の各号に定めるところによる。

- （1）事業または課題の中止または廃止に関すること
- （2）年度事業計画（委託契約における業務計画書）の目的、当該年度における成果の目標及び業務の方法の変更（顕著な火山災害の発生等の事情がある場合の計画の変更（対象火山の変更等）を含み、目的、成果の目標及び業務の方法を変更しない範囲での経費の流用及び人件費の増額に関することを除く。※）に関すること
- （3）次世代火山研究推進事業の課題責任機関、共同実施機関及び参加機関並びに火山研究人材育成コンソーシアム構築事業のコンソーシアム代表機関及びコンソーシアム参加機関の入替・離脱に関すること
- （4）その他事業の運営にあたり重要な事項に関すること（ただし、次世代火山研究推進事業の課題責任機関及び共同実施機関並びに火山研究人材育成コンソーシアム構築事業のコンソーシアム代表機関と文部科学省が締結する委託契約について、契約変更が伴う事項または委託契約書において文部科学省の事前承認が必要とされている事項であっても、前各号に定めるもの以外のものは除く。）

（報告事項）

第3 総合協議会は次の各号に定める事項について、報告を受ける。

- （1）次世代火山研究・人材育成総合プロジェクトの翌年度予算案の概要に関すること
- （2）次世代火山研究・人材育成総合プロジェクト評価会の年次フォローアップ及び中間評価の結果に対する取り組みに関すること。

- (3) 次世代火山研究推進事業の事業責任者、分担責任者及び分担者並びに火山研究人材育成コンソーシアム構築事業の実施責任者入替・離脱に関すること
- (4) 次世代火山研究推進事業の協力機関及び火山研究人材育成コンソーシアム構築事業のコンソーシアム協力機関の入替・離脱に関すること
- (5) 次世代火山研究推進事業の各課題の課題責任機関、共同実施機関及び参加機関が火山研究人材育成コンソーシアム構築事業に講師を派遣した実績に関すること（年次報告）
- (6) 火山研究人材育成コンソーシアムで RA として雇用した者を次世代火山研究推進事業の各課題に参画させた実績に関すること（年次報告）
- (7) 次世代火山研究推進事業においてポストドクター、RA を雇用した実績に関すること（年次報告）
- (8) 次世代火山研究推進事業における、他の分野の研究者との連携状況に関すること（年次報告）
- (9) 火山研究人材育成コンソーシアムにおいてカリキュラムを履修・修了した者の進路状況に関すること（年次報告）
- (10) 火山研究運営委員会及び人材育成運営委員会における委員等の意見及び協議事項に関すること
- (11) その他事業の運営にあたり軽微なものに関すること（ただし、次世代火山研究推進事業の課題責任機関及び共同実施機関並びに火山研究人材育成コンソーシアム構築事業のコンソーシアム代表機関と文部科学省が締結する委託契約に基づき、文部科学省に事前又は事後に届け出ることとなっている事項であっても、前各号に定めるもの以外のものは除く。）